

足立区事務手数料条例 (昭和33年3月22日条例第1号)

最終改正:令和6年2月29日条例第2号

改正内容:令和6年2月29日条例第2号 [令和6年4月1日]

別表第7 (第6条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額			徴収時期	
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は計画通知のとき	
	(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円		
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円		
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円		
		(2) (1)以外の非住宅部分の場合 ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		11万700円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		14万5,700円		
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		23万5,700円		
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		30万9,000円		
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		37万1,000円		
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの		43万5,000円		
	イ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		28万4,400円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以		36万7,100円			

			上2,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			変更計画提出又は変更計画通知のとき	
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合				
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		1万1,800円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1万9,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		5万6,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		9万円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		11万3,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの		14万1,000円
	(2) (1)以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		7万7,600円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		10万2,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		16万5,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		21万6,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		26万円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの		30万5,000円

			ル以上のもの		
		イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万9,200円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万7,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	36万6,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万3,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万5,000円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			5,100円
		イ ア以外の建築物	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万1,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万6,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	8万1,000円
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円	

認定申請のとき

(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準（省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,000円	
	イ ア以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万6,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	11万8,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	17万9,000円
			誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円
		非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	30万9,000円	

			建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	のもの 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円	
			標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	22万7,100円 28万4,400円 36万7,100円 52万3,700円 64万6,000円 76万3,000円 87万1,000円	
4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数を加えた額)の手数を加えた額)					変更認定申請のとき
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			3,700円	
		イ ア以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	6,900円 1万5,000円 3万2,000円 5万7,000円	
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計	6,900円 1万1,800円 1万9,100円	

				が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万3,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万1,000円	
(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万4,000円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,000円	
		誘導仕様基準以外による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万4,200円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万7,000円	
	イ ア以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	2万6,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	4万6,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万3,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万5,000円
		非住宅部分	モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万1,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	7万7,600円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万8,500円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万1,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13万8,000円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円		

				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万2,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15万9,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万9,200円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万7,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	36万6,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万3,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万5,000円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				認定申請のとき
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			5,100円
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万1,000円
				当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万6,000円
				当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	8万1,000円
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000	1万6,700円

			平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円	
			当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円	
			当該部分の床面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円	
			当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円	
			当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円	
(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円	
		(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円	
		(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
				当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円
				当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円
				当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円
			フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万3,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	5万8,000円
仕様基準又は	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	10万4,000円			
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	15万7,000円			
		仕様基準又は	当該部分の床面積が300	3万3,100円	

			誘導仕様基準による場合	平方メートル未満のもの 当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	5万8,000円	
				当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	10万4,000円	
				当該部分の床面積が5,000平方メートル以上	15万7,000円	
		(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	8万7,100円	
				当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円	
				当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円	
				当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円	
				当該部分の床面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円	
				当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円	
				当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上	43万5,000円	
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	22万7,100円	
				当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万4,400円	
				当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円	
				当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円	
				当該部分の床面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円	
				当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円	
				当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上	87万1,000円	
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					交付申請のとき
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1万1,800円	

施行規則 (平成28 年国土交 通省令第 5号)第 11条の規 定に基づ く建築物 エネル ギー消費 性能確保 計画の変 更が軽微 な変更に 該当して いること の証明		のもの		
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	1万9,100円	
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	5万6,400円	
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	9万円	
		当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	11万3,000円	
		当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー トル以上のもの	14万1,000円	
	(2)(1)以 外の非住宅 部分の場合	ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	7万7,600円
			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	10万2,100円
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	16万5,100円
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	21万6,000円
			当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	26万円
			当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー トル以上のもの	30万5,000円
		イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	19万9,200円
			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	25万7,100円
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	36万6,700円
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	45万3,000円
			当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	53万5,000円
			当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー	61万円

		ル以上のもの		
備考				
<p>1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)のイ、2の項(2)のイ、5の項(2)のイの(イ)又は6の項(2)のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p>				
<p>2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれこの表の3の項(2)のイの(イ)又は4の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p>				
<p>3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。</p>				
<p>4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。</p>				
<p>5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明に係る手数料(以下「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。</p>				
<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p>				
<p>7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。</p>				
<p>8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。</p>				
<p>9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</p>				
<p>10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</p>				
<p>11 向上計画認定申請手数料等について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</p>				
<p>12 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p>				
<p>13 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</p>				
<p>14 向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。</p>				
<p>15 向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。</p>				
<p>16 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</p>				